

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 堀 本 厚

夏季休業に向けての児童生徒の指導等について（通知）

夏季休業は、児童生徒が学校を離れて、家庭や地域の中で、自主的・自律的に生きる力を身に付けるよい機会です。また、自然体験活動やボランティア活動などの体験を通して、他者への思いやりの心の大切さや生命の尊さを実感するなど、豊かな人間性を培う上でも有意義な機会です。

一方、長期休業中は、児童生徒の生活が不規則になること、問題行動や不慮の事故が発生しやすいことなどが懸念されます。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活環境の変化により、日頃から児童生徒は様々な不安やストレスを抱えているものと考えられます。

つきましては、各学校において、次の事項に留意の上、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下に、児童生徒の命と心を守る取組に万全を期すとともに、別記の事項について適切に指導願います。

記

1 自殺予防に向けた取組

長期休業明けにかけて、18歳以下の自殺が増加する傾向にあることから、各学校は、日頃から「SOSの出し方に関する教育」を進めるとともに、家庭、地域、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施すること。

2 児童虐待の防止対策、早期発見・早期対応

各学校において、児童生徒の安全確保を最優先に、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童生徒の保護等の適切な対応を行うこと。

その際、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和2年6月改訂）及び「児童虐待対応に係る資料について」（令和2年8月19日付け事務連絡）を活用すること

3 相談窓口の周知

児童生徒の悩みや相談を広く受け止めることができるよう、保護者に家庭での児童生徒の見守りを促すとともに、夏季休業前に、改めて「子ども相談支援センター」をはじめとする各種相談窓口を必ず周知すること。（別紙参照）

生徒指導・学校安全課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
健康・体育課

別記

1 夏季休業中の感染症対策の徹底について

- ・効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。
- ・屋内の体育館等については、常時換気などの換気を徹底するとともに、運動部活動については、各競技団体が作成しているガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応をとること。
- ・運動部活動の活動中においては、熱中症のリスクが特に高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、生徒に対してマスクを外すよう指導すること。
- ・練習試合の実施や当番校等による大会運営に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和4年(2022年)4月15日付け教健体第70号通知）の別添「大会における感染症対策確認票」を活用すること。
- ・熱中症対策を講じながら、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても配慮すること。

2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保の徹底について

(1) 命を大切にする指導の徹底

- ・学級担任や養護教諭等を中心とした健康観察や教育相談を通して、悩み等の早期発見に努め、必要に応じて家庭訪問を行うなど、適切に指導・援助すること。
- ・児童生徒が不安や悩みを抱えている場合に、自ら誰かに相談したり助けを求めたりすることや、ストレスに対処することができるよう指導すること。
- ・自他の命やそれぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、様々な悩みによる自殺の防止に向けて、教育相談、家庭における保護者の見守りの促進、相談窓口の周知等の自殺予防に係る取組を確実に実施すること。
- ・児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合は、特定の教職員で抱え込まず、保護者、スクールカウンセラー等の専門家や医療機関等と連携し、組織的に対応すること。
- ・新型コロナウイルス感染症への不安など、様々な理由で登校できない児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるオンライン等を用いた教育相談を行うなど、一人一人の状況に応じた相談支援を行うとともに、別添「主な相談窓口（北海道）」をもとに、相談内容に応じた相談窓口の活用について指導すること。

(2) インターネット上のトラブルの未然防止

- ・1人1台端末の持ち帰りを安全・安心に行うための環境づくり（児童生徒への事前指導や端末を持ち帰る際のルール設定、保護者への丁寧な説明等）を進めること。
- ・コミュニティサイトやSNS等の不適切な利用による性犯罪や誘拐等の被害、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に向け、インターネット等を通じた有害情報の危険性やその対応策、インターネット等の安全・安心な利用についての指導を徹底すること。
- ・児童生徒が保持するスマートフォン等へのフィルタリングの設定や、インターネットの利用に関する家庭でのルールづくりについて、子どもと保護者が話し合うことについて働きかけること。

(3) いじめの未然防止、早期発見・早期対応

- ・いじめのサインとして注意すべき児童生徒の行動や態度をまとめたチェックリストを活用するとともに、家庭と連携し、児童生徒の交友関係や生活の状況を把握するなど、日常的な見守りを徹底すること。
- ・いじめを見逃すことがないように、アンケート調査や個人面談の実施後、管理職を含めた「学校いじめ対策組織」がそれらの検証を行うこと。
- ・校内外におけるいじめの相談や通報を受け付ける窓口の周知や、いじめや誹謗中傷などを受けたり、発見したりした場合に、周囲に援助を求めることの大切さを理解させる指導を確実に行うこと。
- ・児童生徒から相談や通報を受けた際に、「学校いじめ対策組織」による組織的かつ迅速な対応を図ること。
- ・いじめにおいて犯罪行為の可能性がある場合には、被害児童生徒を徹底して守り通す観点から、警察と連携し対応すること。

(4) 不登校への対応

- ・児童生徒に関する出席状況や交友関係、家庭環境等の情報や、関係学校における学習指導や生徒指導、教育相談等の状況について、「児童生徒理解・支援シート」等を活用して情報を確実に共有すること。

(5) 部活動等における事故の防止

- ・休業中の部活動等は、児童生徒の体調やバランスのとれた生活などに十分配慮し、適切な休養日及び活動時間を設定するとともに、特に運動部活動においては、その種目の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定すること。

(6) 犯罪（触法）行為、不良行為等の未然防止

- ・盗撮やわいせつ、窃盗、器物損壊、暴力行為、特殊詐欺等の犯罪（触法）行為、夜遊び、飲酒、喫煙等の不良行為等の未然防止に向け、倫理観や規範意識等を育成するとともに、家庭や地域と連携して児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ること。

(7) 薬物乱用の防止

- ・児童生徒に薬物の有害性や危険性に関する正しい知識を身に付けさせ、「薬物には絶対に手を出さない」ことを指導すること。

(8) 警察、児童相談所などの関係機関との連携

- ・学校は、保護者や地域住民等に対し、いじめや暴力行為等に関する警察との連携の方針を明確に示し、理解と協力を得ておくこと。
- ・学校だけでは対応することができない児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、家庭や地域、児童相談所、警察、PTAなどの関係機関・団体等との一層の連携を図ること。
- ・児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、児童虐待の疑いがある場合には、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂）に基づき、児童相談所等に速やかに通告すること。
- ・警察など関係機関と連携し、不審者等の情報を入手した際の連絡体制を整備すること。

(9) 交通事故の防止

- ・「学校安全読本」（平成22年 北海道教育委員会）等を活用し、交通法規の遵守や道路の安全な歩行について指導すること。

- ・他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことや無免許運転をしないこと、ヘルメット着用等の自転車の安全な利用や事故による損害賠償責任の発生など、万が一の事態を想定した万全の備えを講じるよう指導すること。
- ・交通事故の当事者となった場合に、直ちに負傷者を救護するとともに、事故の概要を警察へ通報するなど適切に対処することについて指導すること。

(10) 海水浴、登山、キャンプ等における事故の防止

- ・海岸や河川付近等の野外におけるレジャー等については、危険な場所に絶対に立ち入らないことや天候の急変に十分注意することについて指導すること。
- ・事故の未然防止を図るため、責任ある立場の成人の引率の下、気象条件などに十分配慮し、年齢・体力に見合った無理のない計画で実施するよう指導すること。
- ・児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かける時は、必ず保護者や水泳の熟練者と同行することや、海水浴場に指定されていない場所や遊泳禁止場所では、絶対に遊泳しないよう指導すること。

3 保護者、地域社会等との連携による青少年健全育成活動の推進について

北海道による「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」（令和4年7月1日～7月31日）及び北海道暴力追放センターによる「夏の暴力追放運動」（令和4年7月21日～8月20日）については、家庭、地域社会等との連携を図り、これらの活動が効果的に進められるよう配慮すること。

<参考通知>

- 次のURLからダウンロードできます。
「長期休業に向けての児童生徒の指導等について」
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/choukitsuuchi.htm>



<相談機関>

- 子ども相談支援センター
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimedenwasoudan.htm>
 - ・電話相談 0120-3882-56
 - ・メール相談 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp



- ほっかいどうこどもライン相談
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/snssoudan.htm>



主な相談窓口（北海道）① 小学生・小学部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310) sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、LGBT、性被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 小学生・小学部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康LINE 相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日、祝日 18:00～22:00 日曜日 17:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (土日祝、12/29～1/3 除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
		sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp		
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086（電話）		ヤングケアラーに関する相談ができます。 開設時間 月曜日～金曜日 8:45～17:30
		hokkaido.young.carer2022@gmail.com		
		080-9612-1247（SMS専用）		
		facebook.com/ebetsu.carer（Facebook）		
		@youngcarer2022（Twitter）		

主な相談窓口（北海道）① 中学生・中学部生・高校生・高等部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310) sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、LGBT、性被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
ほっかいどうこどもライン 相談	北海道教育委員会		令和5年3月27日 までの月曜のみ 17:00～22:00	様々な悩みを相談できます。 対象：中学生、高校生 左記以外の相談期間 8/8～9/19毎日17:00～22:00 1/9～2/1毎日17:00～22:00
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかい どう	認定NPO法人 チャイルドライン支 援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 中学生・中学部生・高校生・高等部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康LINE 相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日、祝日 18:00～22:00 日曜日 17:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (土日祝、12/29～1/3 除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
		sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp		
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086（電話）		ヤングケアラーに関する相談ができます。 開設時間 月曜日～金曜日 8:45～17:30
		hokkaido.young.carer2022@gmail.com		
		080-9612-1247（SMS専用）		
		facebook.com/ebetsu.carer（Facebook）		
		@youngcarer2022（Twitter）		